
国司をめぐる儀礼と場

佐藤 信

①……………国司をめぐる儀礼

古代に中央から地方諸国に赴任して一国を統治した国司は、天皇のミコトを伝えるクニノミコトモチとして在地の首長や民衆と直接に相対する地方官であり、古代国家が中央集権的構造を実現する上できわめて重要な立場にあった。在地の首長や民衆にとっては、貴人としての生身の国司との接触によって、はじめて天皇や国家を実感するということできえあったといえよう。ここでは、こうした国司たちが在地の首長や民衆との間で果たした国務、とくに国司をめぐる儀礼とその場のあり方について注目したい(註1)。いうまでもなく古代において政務と儀式は分かちがたく結びついていたのであり(註2)、国司の国務も実際には全体に儀礼として表面化していた。国司による国内統治は、むきだしの強力による支配という姿よりも、史料上にも儒教的な民衆教化という姿とともに成り立っていたのである。こうした国司をめぐる儀礼が、在地首長や民衆を古代国家のもとに治める上で大きな役割を果たしていたといえよう。

国司をめぐる儀礼としては、まず任国への赴任から国府において前任国司と交替を行う段階の儀礼がある。この段階の儀礼は、時代が下るが、『朝野群載』巻22に載る「国務条々事」に大体の様子をうかがうことができる。「国務条々事」には、国司が任国に入る時に国府官人が出迎える「境迎事」から、国司館への「扱_レ吉日時_レ入_レ館事」、前司からの「受_レ領印_レ事」、国府所々の雑色人と対面する「著館日、所々雑人等、申_レ見参_レ事」、「神拝後、扱_レ吉日時_レ初行_レ政事」「尋常庁事例儀式事」などといった多くの儀礼が新任国司へのいわば「マニュアル」として列記されている。国司の任国への赴任早々に行なわれる国司神拝も、国司と国内諸社―在地世界との交わりの儀礼として重要な意義をもつものであり、平安時代末の承徳3年(1099)の平時範の日記『時範記』に記された任国赴任につづく国司神拝の記事に、その具体例をみることができる(註3)。

次に、赴任後の国司の毎年四季の日常的な政務・儀式としては、加藤友康氏が主に令や式などの法制史料から作成された国司の「政務期限・儀式式日一覧」の表(註4)を参照すればわかるように、一年を通して数多くの国司をめぐる儀式が存在していた。その中では、国司と郡司・民衆との接点となる儀礼として、国司の部内巡行が注目される。戸令33国守巡行条には、

凡国守、每_レ年一_レ巡_レ行_レ属_レ郡_レ、観_レ風_レ俗_レ、問_レ百_レ年_レ、録_レ囚_レ徒_レ、理_レ冤_レ枉_レ、詳_レ察_レ政_レ刑_レ得失_レ。知_レ百姓_レ所_レ患_レ苦_レ、敦_レ諭_レ五_レ経_レ、勸_レ務_レ農_レ功_レ。部内有_レ好_レ学_レ、篤_レ道_レ、孝_レ悌_レ、忠_レ信_レ、清_レ白_レ、異_レ行_レ、発_レ聞_レ於_レ郷_レ閭_レ者_レ、拳_レ而_レ進_レ之。有_レ不_レ孝_レ悌_レ、悖_レ礼_レ、乱_レ常_レ、不_レ率_レ法_レ令_レ者_レ、糺_レ而_レ繩_レ之。(下略)とあり、国守は毎年所管の各郡を巡行して民衆と接し、風俗を観、老人を尋ね、百姓の苦しみを聞き、儒教を勧め、勸農をし、好学者などを推挙するなどのことを行なうこととされている。合わせ

て郡司の治績を観察するのだが、こうした国司部内巡行などの際の百姓による接待を戒める戸令34国郡司条（凡国郡司，須向所部檢校者，不得受百姓送迎，妨廢産業，及受供給，致令煩擾。）もあるから、国司の部内巡行はやはり儀式的な性格を強くもったものと考えられる。巡行に際しては、儀制令11遇本国司条（凡郡司遇本国司者，皆下馬。唯五位，非同位以上者，不下。若官人就本国見者，同位即下。〔若応致敬者，並准下馬礼。〕）があるように、郡司は国司に礼をもって接することになり、国司と郡司の間の上下関係が在地世界内において再確認されるのである。天平期の正税帳には、例えば天平9年度但馬国正税帳（『大日本古文書』2巻62～64頁）にみえる「国司巡行所部壹拾壹度」の内訳には

「春秋貳度出_レ挙官稻_一巡行官人」 「為_レ觀_レ風俗_一并問_レ伯姓消息_一巡行官人」
「領_レ催伯姓産業_一巡行官人」 「責_レ計帳手実_一巡行官人」 「檢_レ校田祖_一巡行官人」
「為_レ穀_レ穎稻_一巡行官人」 「檢_レ校庸物_一巡行官人」 「収_レ納当年官稻_一巡行官人」

などがあり、同じく天平10年度周防国正税帳（『大日本古文書』2巻134頁～）にみえる「国司巡行壹拾壹度」の内訳には

「檢_レ催産業_一国司」 「依_レ恩勅_一賑_レ給穀_一国司」 「從_レ造神宮_一馭使_一国司」
「春秋二時借貸并出_レ挙雜官稻_一国司」 「責_レ手実_一国司」 「賑_レ給義倉_一国司」 「檢_レ田得不_一国司」
「檢_レ牧馬牛_一国司」 「檢_レ馭伝馬等_一国司」 「斂_レ調庸_一国司」
「推_レ問消息_一国司」 「從_レ巡察馭使_一国司」 「収_レ納官稻_一国司」

などと実例が示されており(註5)、しばしば国司の部内巡行が行なわれている姿が認められる。こうした郡司・百姓らと接する国司の儀礼がもつ意味は、国司の任務の中でも大きな位置を占めたと思われる。

国司の儀礼を示す8世紀の生の出土史料として、新潟県三島郡和島村にある地方官衙遺跡の八幡林遺跡から出土した次の木簡(註6)が挙げられる。この木簡は、伴出木簡の年紀から8世紀の養老年間(717～724)頃のものとし、越後国蒲原郡司が管下の青海郷の少丁に対して、越後国府で10月1日に行われる告朔の儀礼に出廷して上申することを命じた内容と考えられる(註7)。

(表) 郡司符 青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身率

(裏) 虫大郡向参朔告司 率申賜 ^(身)符到奉行 火急使高志君五百嶋
九月廿八日主帳丈部

長585mm・幅34mm・厚5mm 011形式

したがって、八世紀前半から地方諸国の国府おそらく国庁において告朔の儀礼が実質的に行われていたことが知られるのである。

また、『万葉集』には、大伴家持が越中守の時代(天平18年〔746〕～天平勝宝3年〔751〕)に、任国の国司下僚や郡司たちと共に行なった数多くの儀式や宴が、その時々には詠まれた和歌とともに題詞・左注などとして記録されている(註8)。それらの儀式や宴のあり方をみると、国司をめぐる儀式が実によく饗宴と密接に結び付いており、使者に旅立つ国司の送別の宴がしばしば行われている様子がうかがえるのである。古代には、政務と儀式と饗宴とが分かちがたく結び付いていたといえよう。政務・儀式の後に行われる宴は、共食の場として、単に精進落としや無礼講としての性格であるというよりも、国司や郡司たちが官人意識を共有し、天皇・国家や上司に対する忠誠心を再生

産する上でも重要な意味をもったものとする。国司と郡司の間では、饗宴は服属儀礼的な性格をもったことが推測されるのである。

そして、そうした饗宴の場として国府には国庁や国司館が存在し、その宴に酒食を供給する組織として国府厨（国厨）が存在したのであった。

②……………国庁と国司館

上述した国司をめぐる儀礼の行われた主要な場として、主に国庁や官舎（曹司）・国司館・正倉院などから構成されていた国府^(註9)の中の、国庁と国司館についてみたい。

国庁は、国府の中核となる施設である。国庁は、中心殿舎の正殿（正庁）（東西棟建物）と東西の脇殿（南北棟建物）が南に開くコの字型に配置され、その中央に「庭」と称された広場があり、庭の南に南門が開いて、南門の東西から国庁の四周を囲む区画施設が延びるという構成が知られる。そして正殿の前後に前殿や後殿が配置されることもあった。国府で最も立派な施設が国庁正殿であり、その前の庭は国務に関する儀礼空間であった。

こうした国府中核施設である国庁の構造とその起源をめぐるには、諸国の国庁の画一的構造を指摘する山中敏史説^(註10)と、国庁に①内国太政官型・②東北城柵多賀城型・③北海道大宰府型の三類型を認める阿部義平^(註11)説とがある。この両説は、国庁の構造の素型を宮都の朝堂院に求める山中敏史説と、平城宮内の太政官推定遺跡（埴積基壇をもつ建物を中心とした官衙ブロック）に求める阿部義平説の並立にもとづいている。私は、諸国の国庁の構造については、今の段階ではあまり細かく分類せずに基本的な構造の共通性を確認しておくことでよいのではないかと考えており、それに応じて国庁構造の素型についても、朝堂院・太政官推定遺跡のいずれにも共通する構成としてとらえておきたい。

国司の居住する国司館については、その遺跡として、下野国府跡（栃木市）で国庁の南方に区画施設の中に整然と建物群が並ぶ地区があり「介」の墨書土器が出土することから国司館と推定されている^(註12)。陸奥国府でもある多賀城跡（宮城県多賀城市）の館前地区や山王遺跡でも、立派な建物や優秀な遺物をもち国司の館と推定される遺跡が検出されている^(註13)。また筑後国府跡（福岡県久留米市）でも国庁近くに区画施設をとまなう建物群がみられ、「守第」「介」などの墨書土器が出土する地区もあって、国司館と推定されている^(註14)。こうした国司館の遺跡が最近各国府遺跡から発見されつつあり、次第に国司館の実態が考古学的に解明されていくものと思われる。

国府の厨は、国府に属する官人たちへの日常の給食や饗宴の際の供食などにあたる供膳組織である。厨は中央の「太政官厨家」^(註15)をはじめ「諸司常食」^(註16)を行った古代の各官司には不可欠な付属組織であり、その国府版が国府の厨であった。国府全体を対象とする国府厨（国厨）とは別に、それぞれの国司館などにも厨の組織は当然付属していたものと思われる。厨房を中心とした組織ではあるが、多くの食料など物資の調達・差配といった財政組織的な性格をもっており、国府厨は次第に国府機構の中でも重要性を増していったものと思われる。これまで国府厨の存在を示す文字資料としては、「国厨」と記した墨書土器が神奈川県稲荷前A遺跡（平塚市）などから出土しているほか、時代は下るが「国府／厨印」の印文をもつ銅印が宮城県宮城郡七ヶ浜町の鼻節神社に伝世

されている。また、鎮守府も置かれた城柵官衙遺跡である胆沢城跡（岩手県水沢市）では、食料の荷札木簡などの出土した井戸をふくむ官衙ブロックが厨と推定されて「府庁厨屋」と命名されている。

在地首長の拠点となる官衙である郡家の場合も、国府と同様にやはり郡庁の他に官舎（曹司）・郡司館・厨家・正倉院といった構成となっており、国庁にならった構造をとる郡庁にも儀礼のための庭が存在した。国司が部内巡行で郡家を訪れた際などは、こうした郡庁あるいは郡司館などが国司をめぐる儀礼の場となったことであろう。

長元3年（1030）の「上野国交替実録帳」（『群馬県史史料編4 原始古代4』）をみると、郡家の施設構成は、大きく官舎・館・厨家に分けられ、そのそれぞれに属した施設として、

官舎…庁屋・館屋・宿屋・副屋（西）・向屋・長屋（西南）・横屋（東西南）・公文屋・屋（東西）・厨

館……宿屋・副屋（北東南）・向屋（南）・納屋（西）・屋（南）・厩・厨

厨家…酒屋・竈屋・納屋（西）・借屋・備屋（南）・宿屋・長屋（東）・板倉

といった施設群が知られる。ここで、それぞれ方位を冠して呼ばれる施設を考えると、方位の東西南南北は、やはり各施設の中心となる「庁屋」やその前に位置する庭（広場）を核としてみた方位と思われ、そうした庭が儀礼に果たした役割を考えることができるのではなかろうか。

郡家においても宴や給食への供膳をになった厨が存在することは、全国各地の郡家遺跡から出土している大量の「厨」銘の墨書土器によって広く知られる所である（註17）。弘仁13（822）年閏9月20日太政官符（『類聚三代格』）によれば、郡司のもとに郡雑任として「厨長一人」がおり、その下にさらに「駆使五十人」が記されている。50人もの駆使を文字通り駆使して郡家の厨が営まれた様子がかがえ、郡家においても日常の官人たちへの給食や宴を担当する厨がかなりの規模をもつ組織であったことが推定できる。駿河国志太郡家跡（御子ヶ谷遺跡）から出土した大量の墨書土器の中には、「志太厨」・「志厨」・「志厨上」などと郡家の厨の名を記したものがみえる。他の「大領」などの墨書土器とともに、いずれも食器である須恵器杯への墨書であり、墨書銘は官人たちへの給食用の食器が厨に所属することを明示する意味を担ったものと考えられる（註18）。

③……………国庁と儀式・政務

国庁を場とする儀礼として重要なものは、儀制令18元日国司条に定める元日朝拝である。同条は、凡元日、国司皆率_レ僚属郡司等_レ、向_レ庁朝拝。訖長官受_レ、賀。設_レ宴者聽。〔其食以_レ当処官物及正倉_レ宛。所_レ須多少従_レ別式_レ。〕

というもので、一年のはじまりの大事な儀礼として、まず国司長官が僚属・郡司たちを率いて庁すなわち国庁正殿に向かって天皇に対する朝拝を行い、ついで長官が僚属・郡司たちから年賀を受け、その後宴に移行するという三段構成となっている。元日には中央の宮都でも天皇が百官から朝拝を受けており、同時に全国の国府において国司や郡司たちが天皇への拝礼を行なうという仕組みになっているのである。ついで天皇にかわって国司長官が国司の下僚や郡司たちから拝礼を受けるといふ儀礼には、在地首長の天皇・国家に対する服属儀礼としての意味が認められる。そしてその後

の饗宴も、在地首長たちの服属・帰属意識や国司・郡司たちに共通する官人（臣僚）意識の再生産に果たす役割は少なくなかったものと考えられる。宴の場における主客の認識や座席配置などもふくめて、こうした饗宴はそれ自身儀礼といってもおかしくない性格をもっていたといえよう。まただからこそこの宴は公物で賄われるべき「賜宴」であったのである。

例えば天平8年度の薩摩国正税帳（『大日本古文書』2巻13頁）には

元日拝_レ朝庭_レ刀祢国司以下少穀以上、惣陸拾捌人食稻壹拾参束陸把〔人別二把〕、酒陸斗捌升〔人別一升〕

とあり、儀制令18元日国司条の国庁における元日拝朝が相当の人数の参加のもとに各国府で実際に行われていたことを示している。支給された食稻や酒は、元日の宴に利用されたものか。また『万葉集』4136番の題詞にも

天平勝宝二年正月二日、於_レ国庁_レ給_レ饗諸郡司等_レ宴歌一首

とあり、越中国府の国庁を場として守の相伴家持が諸郡司らに饗宴を賜ったことが知られる。こうした守が郡司たちに賜う宴が、郡司たちの服属意識や官人意識の再生産に結び付いたであろうことは上述したとおりである。

ところで、こうした国庁の場の性格をめぐるには、『令集解』の儀制令21凶服不入条の古記に

古記云、不_レ入_レ公門_レ、調市不_レ在_レ公門之例_レ。以_レ午後_レ集故。自余国郡庁院為_レ公門_レ。倉庫・国郡厨院・积家等類、不_レ称_レ公門_レ也。

とあり、仮寧令12外官聞喪条に

凡外官及使人、聞_レ喪者、聽_レ所在館舎安置_レ。不_レ得_レ於_レ国郡庁内_レ举哀_レ。

とみえる（『令集解』には「古記云、邸舎、謂国司館舎並駅館舎等之類是也」とある）。ここでは、倉庫・国郡厨院・駅家などの門は公門でないが国郡庁院の門は公門であること、喪にあった官人・使人は国司館舎・駅館舎などには入ってもよいが国郡庁内で挙哀してはならないということが明示されている。国司館舎・国郡厨院とは性格を異にして、国庁・郡庁があくまでも公的で清浄に保たれるべきいわば神聖な性格の施設であったことが示されているのである。そうした国庁に比して、国司館は便宜的・柔軟に様々な利用が可能な施設であったといえよう。

④……………国司館と宴

次に、国司館についてみてみよう。

国司館は、国司の生活の拠点であり、公廩稻（米）を用いた出挙経営など国司による経済活動の拠点でもあった^(註19)。

古代秋田城跡から出土した漆紙文書の中には、奈良時代後期とされる書状（秋田城跡第54次調査出土漆紙文書第10号、『秋田城出土文字資料集II』1992年）が知られる。

（表）勘収釜壹口 在南大室者

若有忘息未収者乞可

令早勘収随恩得便付国

縁謹啓

五月六日卯時自蚶形駅家中

竹田継□

(裏) □

封

介御館務所 竹継状

この書状は秋田城にあった国司の介の館に充てて送られたもので、釜の勘収についての指示を出先から竹田□継という人物が問い合わせたもので、やはり国司館が国司の業務の拠点となっていたことを示している。

国司館を場とする宴については、宴の性格が国司をめぐる儀礼といえるものなのかという問題がおころう。『万葉集』4070番の左注では、

右先国師從僧清見可入京師。因設飲饌饗宴。于時主人大伴家持、作此歌詞、送酒清見也。

と、守の大伴家持を主人とする僧清見送別の宴席がうかがえ、つづく4071番の左注に

右郡司已下子弟已上諸人、多集此会。

とあるように、郡司や郡司子弟たちもこの宴に多数参会していた。こうした国司とともに郡司・郡司子弟たちが加わる宴は、やはり在地の首長たちに対して国家への服属を再確認させる役割をも果たしたのではなかろうか。

また、『万葉集』4250番には、

(前略)便附大帳使、取八月五日、入京師。因此以四日、設国厨之饌於介内藏伊美吉繩麻呂館、饗之。于時大伴宿祢家持作歌一首。

との題詞がみられる。ここでは、都に帰任する守大伴家持を送別する宴は、「国厨の饌を介内藏伊美吉繩麻呂の館に設く」と表現されている(註20)。すなわち、介の館で開かれる宴に対して国厨の厨が公的な供給を行っている様相が見て取れ、やはり国司館を場とする宴が国家的に営まれる性格のものであったことが知られるのである。

⑤……………国司をめぐる儀礼と場

国司をめぐる儀礼の場としての国庁と国司館のあり方について、その構造は、中央における国家的な儀礼の場のあり方とちょうど対応するものように思われる。すなわち、中央の宮都における政務・儀式・饗宴とその場については、平城宮では中央区(第一次)と東区(第二次)の朝堂という二重の構造が存在し、そのあり方は、つづく平安宮において、政務の場としての朝堂院と饗宴の場としての豊楽院という二重構造へと引き継がれていったと推測されている(註21)。国司をめぐる儀礼においても、儀式・政務の場と饗宴の場として、次第に国庁と国司館との二重構造となったことと思われる。

国司の官長に次第に権限が集中し受領化していき、受領による国務請負化が実現することとも対応して、国司による政務・儀式の中心の場が「国庁から国司館へ」と変化することがすでに説かれている(註22)。その変化は、中央の宮都でいえば平安時代前期に政治の中核の場が朝堂院から天皇

の生活空間でもある内裏に移行したという変化と対応するものであろう。その際国府の場合は、もともと中央とは異なって国庁内部における政務の場と饗宴の場の二重構造は存在せず、国庁と国司館という二重構造であった点が特徴となると思われる。変化の一段階として、清浄でなければならぬ政務・儀式の場としての国庁から、饗宴の場としての機能が柔軟に使用できる国司館へと移行していった状況が存在したのではないだろうか。『万葉集』などにしばしばみられる国司館での饗宴のあり方は、奈良時代半ばころからすでにそうした動きがあったことを示すように思われるのである。

(東京大学文学部, 元国立歴史民俗博物館客員教官)

註

- (1) — 本稿は、1993年3月27日に国立歴史民俗博物館で行われた共同研究「権力表象の儀礼と場」シンポジウムで行った同名の報告を文章化したものである。報告後、本稿の主旨と一部重なる形で、「宮都・国府・郡家」(『岩波講座日本通史第4巻古代3』岩波書店、1994年所収)を発表したので、参照願いたい。
- (2) — 土田直鎮『日本の歴史5王朝の貴族』中公文庫、1973年など。
- (3) — 土田直鎮『国司の任国下向と総社』『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、1994年。
- (4) — 加藤友康『国府と郡家』『新版古代の日本 7中部』角川書店、1993年。
- (5) — 他にも天平8年度薩摩国正税帳(『大日本古文書』2巻13~14頁)・天平9年豊後国正税帳(同2巻42~43頁)・天平9年度和泉国正税帳・天平10年度駿河国正税帳(同2巻114~116頁)などに国司部内巡行の記事がみえる。
- (6) — 和島村(新潟県三島郡)教育委員会『八幡林遺跡』和島村埋蔵文化財調査報告書、第1集・第2集・第3集、1992・1993・1994年。
- (7) — 田中卓『郡司符』木簡と告朔儀『史料』116号、小林昌二『八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡』『木簡研究』14号、三上喜孝『郡司符』木簡の中の『申賜』『史学論叢』12号、佐藤信『奈良時代の政治と民衆』『新版古代の日本1古代史総論』角川書店、1990年など。
- (8) — 註4加藤論文所収の表『万葉集』にみえる大伴家持の宴参照。
- (9) — 木下良『国府』教育社歴史新書、1988年。
- (10) — 山中敏史『国衙・郡衙の構造と変遷』『講座日本歴史 2古代2』1984年。同『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1990年。
- (11) — 阿部義平『国庁の類型について』『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。
- (12) — 栃木県教育委員会『下野国府跡』VI・VII、1985・1987年。『古代の役所—下野国府とその周辺—』栃木県教育委員会、1992年。
- (13) — 古代城柵官衙遺跡検討会『第20回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1994年。
- (14) — 松村一良『筑後国府の調査』『古代文化』35-7、1983年。
- (15) — 橋本義彦『太政官厨家について』『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、1976年(もと1953年発表)。
- (16) — 佐藤信『米の輸貢制にみる律令財政の特質』『文化財論叢』同朋舎出版、1983年。
- (17) — 平川南『厨』墨書土器論『山梨県史研究』創刊号、1993年参照。
- (18) — 藤枝市教育委員会『国指定史跡志太郡衙跡出土の文字資料』1982年。
- (19) — 鬼頭清明『国司の館について』『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。
- (20) — この題詞の読解は、日本古典文学大系『万葉集』(岩波書店)の読みを改めた(共同研究シンポジウムで発表)。
- (21) — 今泉隆雄『律令制都城の成立と展開』『講座日本歴史 2古代2』1984年、のち同『古代宮都の研究』吉川弘文館、1993年所収。
- (22) — 註1佐藤信『宮都・国府・郡家』。